

ちなボーと知ろう！ 知名町の国保税



**国保税は国保を支え、
国保はあなたの健康を支えています！**

国民健康保険（国保）は被保険者のみなさんが
国保税を出し合い、病気やけがをしたときに備えるしくみです。

このしくみのおかげで、わたしたちは
医療費の一部を負担するだけで医療を受けることができます。
国保のギモンをちなボーと一緒に分かりやすく解説します。



そもそも**国保税**って誰が払うの？

国保税は世帯にかかる税金だから、
世帯主が納めるんだボー！



国保税は世帯にかかる税金で、原則として世帯主が納めます。納税
通知書は、世帯主が国保に加入していなくても家族のどなたかが国
保に加入している場合は世帯主に送付されます。ただし、この場合
には世帯主の所得は税額の計算には含めません。



国保税ってどんな種類があるの？

国保税には次の3つの
種類があるんだボー！



ことばの
ヒント

医療保険分
後期高齢者支援金分
介護保険分

国保税には3つの種類があり、年齢によってど
の種類の保険料を納めるか異なります。

【医療保険分】加入者のみなさんの医療費の支
払いの基礎となる分。

【後期高齢者支援金分】75歳以上の方の医療
費の支払いを支えるための分。

【介護保険分】40歳以上の方の介護サービス
費用の支払いを支えるための分。

国保税は3種類の保険料で構成されています。

①安心して病院に行くための

 **医療保険分**

②高齢者世代をみんなで支える

 **後期高齢者支援金分**

③自分の老後を守る

 **介護保険分**

そして、年齢によって納める種類が変わります。
次のページで詳しくご説明しますね。





ぼくは35歳。
どの種類を納めればいいのか？

40歳未満のあなたは

- ① 医療保険分
 - ② 後期高齢者支援金分
- を納めるんだボー！



国保税の納め方は年齢に応じて異なります。
下の表で、自分が今どの種類の国保税を納めているかチェックしてみてください。

く
わ
し
く
チ
ェ
ッ
ク



年齢による国保税の納め方の違い

40歳未満
の人



医療保険分と後期高齢者支援金分を合わせて納めます。介護保険分の負担はありません。

40歳になるときは

40歳の誕生日のある月（1日が誕生日の人はその前月）の分から介護保険分を納めます。

**40歳以上
65歳未満**
の人



医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を合わせて納めます。

65歳になるときは

65歳になる前月（1日が誕生日の人はその前々月）までの介護保険分を計算し、年度末まで分けて納めます。

**65歳以上
75歳未満**
の人



医療保険分と後期高齢者支援金分を合わせて納めます。
※介護保険料は別に納めます。

75歳になったら

国保を抜けて後期高齢者医療制度に移行します。後期高齢者医療制度の保険料を納めるようになります。

特別徴収

ことばの
ヒント

特別徴収
普通徴収

税納方法の違いをさします。

【特別徴収】年金からの天引きにより国保税を納めること。

【普通徴収】町からの納税通知書により、納付書や口座振替で納付すること。



特別徴収されるには条件があります。

次の①～③のすべての条件が当てはまる方が対象です。

- ① 1年間の年金が18万円以上であること。
- ② 国保税に介護保険料を合わせた額が、年金額の2分の1以下であること。
- ③ 世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満であること。

また、判定に使われる年金には優先順位があるとともに、介護保険料が特別徴収とならない場合は国保税も特別徴収になりません。



特別徴収（年金天引き）のしくみ

年税額は7月に決定します。4月・6月・8月の年金からは、2月（前年度）と同じ額が仮徴収されます。その後、7月の本算定により年税額が決定し、10月・12月・2月に本徴収されます。

【仮徴収】

1期	2期	3期
4月の年金	6月の年金	8月の年金

前年度2月に特別徴収された額が、各期に天引きされます。

【本徴収】

4期	5期	6期
10月の年金	12月の年金	2月の年金

本年度の税額を算定し、仮徴収済みの国保税を差し引き、残りの税額の3分の1の額が各期に天引きされます。



今年度65歳または、75歳になられる場合などは特別徴収にならないこともあります。その場合は10月以降も納付書や口座振替での納付となります。

また、6月・8月・10月から特別徴収が開始となる方もいますが、該当者様には別途通知いたします。



税額が毎年違って不安…。
国保税額はどうやって決まるの？

税率は世帯の人数と
所得によって
決まるんだポー！



国保税の計算方法は少し複雑ですが、
下の表にあてはめて計算すると算出できますよ。

国保税の年税額算出方法

1世帯の 国保税	所得割 世帯の被保険者の 所得に応じて計算	均等割 (1人あたり) 1人につき いくらか計算	未就学児 均等割 未就学児がいる 世帯は均等割額が 1/2になります	平等割 (1世帯あたり) 1世帯につき いくらか計算	課税 限度額 課税の 上限額
医療保険分	総所得金額 × 5.38%	23,100 円 × 被保険者数	11,500 円 × 被保険者数	15,500 円	65 万円
後期高齢者 支援金分	総所得金額 × 2.41%	10,000 円 × 被保険者数	5,000 円 × 被保険者数	6,700 円	24 万円
介護保険分	総所得金額 × 2.12%	10,500 円 × 被保険者数	—	5,300 円	17 万円
所得割額は前年の所得額から43万円を控除した額に税率をかけて 計算します（加入者ごとに計算し世帯で合計します）。					円

令和6年より産前産後期間相当分（4か月分）の国民健康保険税の免
税制度が開始しました。詳細は町 HP を確認するんだポー！！

令和6年度普通徴収納付期限及び口座振替日

	1期	2期	3期	4期
納期限	令和6年7月31日	令和6年9月 2日	令和6年9月30日	令和6年10月31日
口座振替日	令和6年7月25日	令和6年8月26日	令和6年9月25日	令和6年10月25日
	5期	6期	7期	8期
納期限	令和6年12月 2日	令和7年 1月 6日	令和7年1月31日	令和7年2月28日
口座振替日	令和6年11月25日	令和6年12月25日	令和7年1月27日	令和7年2月25日

納期限をチェックしてお
くだポー！
口座振替のときは残高
の確認もお願いだポー！！



高年
度より
税額が
アップ
した
とき
の
チェック
リスト



- ☒ 新しく国保に加入された方（転入・社保離脱・出生）が
いませんか？ → 国保税は前年の所得額や加入者数などを
もとに計算しています。加入者の所得金額や
加入者数が変わると、それに伴い税額が
変わります。
- ☒ 40歳に到達した方が
いませんか？ → その方の介護分が加算されています。
- ☒ 前年の所得が増えましたか？ → 国保税は前年の所得額や加入者数などを
もとに計算しています。加入者の所得金額や
加入者数が変わると、それに伴い税額が
変わります。所得金額が増えたことにより、
軽減判定区分に変更が生じた場合も、税
額が変わります。
- ☒ 未申告の加入者がいませんか？
（前年度軽減対象世帯） → 世帯内に未申告者がいる場合は、所得不
明のため軽減のない正規の金額となります。

納付は口座振替が便利！

手続きは簡単！金融機関に下
記のものを持参してください。

【手続きに必要なもの】

- ・納税通知書
- ・預金通帳
- ・通帳届け出印

疑問な点があれば保
健福祉課にいつも
ご相談ください！





病気や失業で**国保税が払えなくなったら**どうしよう…

さまざまな軽減措置があるから、
まずは保健福祉課に相談してほしいボー！



病気や失業、災害などといった事情により納付が困難なときは
お早めにご相談ください。

さまざまな軽減措置をご紹介できる場合があります。



くわしく
チェック



小さな子どものいる世帯

子育て世帯の負担軽減を図るため、義務教育就学前の子どもの**均等割額が5割軽減**されます。

すでに軽減が適用されている世帯は、軽減後の均等割額を5割軽減します。

自己都合でなく失業した人

会社の倒産や会社都合による退職など、非自発的理由で失業した65歳未満の人（雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者）の国保税は、前年度所得のうち**給与所得を30%として算定**します。

75歳以上になった人

世帯の国保被保険者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより国保被保険者が1人の世帯となった人は、対象となってから5年間は国保税の**平等割額が2分の1軽減**、その後3年間は4分の1軽減されます。

収入が減った世帯

前年の所得が一定以下の世帯は、国保税の**均等割額と平等割額が軽減**されます。

同じ世帯の被保険者^{※1}および世帯主の総所得金額等の合計額が次の所得の基準を満たす場合に軽減されます。

7割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者 ^{※2} の数-1) × 10万円以下
5割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者 ^{※2} の数-1) × 10万円 + 29.5万円 × 被保険者 ^{※1} 数 以下
2割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者 ^{※2} の数-1) × 10万円 + 54.5万円 × 被保険者 ^{※1} 数 以下



※1 被保険者には、同じ世帯で国保から後期高齢者医療制度に移行した人も含む。

※2 給与所得者とは ・一定の給与所得者(給与年収55万円超) ・公的年金等に係る所得を有する人(公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で110万円超注)

注) 公的年金等に係る特別控除(15万円)後は110万円を125万円に読み替えます。

国保税の負担を
減らすためには…

1 セルフ メディケーション

自分自身の健康に責任を持ち、
軽度な身体の不調は自分で手当てしよう！



日ごろから
健康を意識

生活習慣病予防
健康寿命の延伸

医療費節約



2

適正受診



かかりつけ医を
もちましよう



同じ病気で
重複受診しない



「お薬手帳」で
薬を管理



子どもの急病は
まず医療電話相談
(# 8000)



緊急時以外の
休日・夜間受診の
見直し



ジェネリック
医薬品の利用

国保税は医療費などをもとに決められるので、**最も効果的な医療費節約法は「健康でいること」**です。

「インセンティブ
(報奨) 制度」
をご存じですか？

「インセンティブ(報奨)制度」とは、町が実施する健康づくりなどの取り組みやその成果がポイント化され、国から交付金がもらえる制度です。もしポイントが低いと、交付金額が下がり、加入者の国保税のアップにつながります。



インセンティブ制度の指標

- ・特定健診・がん健診の受診率
- ・国保税収納率
- ・ジェネリック医薬品の使用率等

健康な方が増えれば、医療費の支出が抑えられるため、結果として国保税を低く抑えることができます。



みんなで健診に行って、
みんなで知名町の国保税を減らすボー！